

第 36 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和 4 年 2 月 24 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後 3 時 5 分

出席委員

2 番委員 野 口 達 也

3 番委員 関 口 博 昭

5 番委員 瀧 柳 正 明

6 番委員 鳩 山 隆 史

7 番委員 元 木 幹 夫

10番委員 鈴 木 正 勝

11番委員 森 田 晃 章

14番委員 井 上 一 郎

15番委員 熊 井 守

19番委員 小 野 一 弘

欠席委員

1 番委員 吉 井 美華子

4 番委員 土 方 清 一

8 番委員 榎 本 弘 行

事 務 局

局長 元木勇治 次長 朝倉恵一

書記 佐野純子 書記 長谷部淳一

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第36回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、10人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、1番議席の吉井委員、4番議席の土方委員、8番議席の榎本委員につきましては、本日、都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。早いもので、もう2月の末、立春が過ぎて暦の上ではもう春なのですけれども、まだ朝晩はかなり寒いと。3月からは暖くなる予報になっておりますので、早く暖かくなっていただければいいのかなという思いもございます。

さて、今月予定されておりました東京都農業者大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりまして、当日予定しておりました表彰式ができなかったため、先週18日の金曜日、小野副会長と事務局、朝倉さんと佐野さん、4名で、受賞された方に表彰状と記念品を御自宅まで個別に訪問してお渡ししましたので、御承知おきください。机の上に封筒がございます。この中に賞をいただいた方の写真が載っておりますので、後ほど御確認ください。お願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、2番議席の野口委員、3番議席の関口委員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局から説明いたします。事務局、お願いいたします。

○朝倉事務局次長　まず初めに、資料の差し替えをお願いします。報告事項、イ、租税

特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、番号1の面積に修正がございますので、机上にあります資料と差し替えをお願いいたします。

それでは、資料、報告第1号を御覧ください。報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」であります。農地法第4条の規定による転用届出とは、土地の所有権の移転を行わずに、農地を農地以外の地目に転用するものであります。

番号1を御覧ください。土地の所在は下石原1丁目●番●、面積は合計で418平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。この土地は生産緑地ではありませんが、今般、自己転用で専用住宅を建設するため、地目の変更をするものであります。熊井委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、1月7日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月12日に受理通知書を交付しております。

資料、報告第2号を御覧ください。報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は染地1丁目●番●外3筆、面積の合計は432.63平方メートルであります。賃貸人は●●●●氏、●●●●氏、賃借人は東京電力パワーグリッド株式会社であり、転用目的は鉄塔撤去工事用地の一時使用であります。小野副会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は染地1丁目●番●、面積は475.84平方メートルであります。賃貸人は●●●●氏、賃借人は東京電力パワーグリッド株式会社であり、転用目的は鉄塔撤去工事用地の一時使用であります。小野副会長が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

番号1と番号2の土地は、布田小学校の南側にある生産緑地であり、隣接している土地の特別高圧架空送電線の撤去工事用地として、令和4年3月1日から令和4年7月31日まで使用され、工事完了後には原状回復されます。

なお、1月13日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月19日に受理通知書を交付しております。

番号3を御覧ください。土地の所在は染地2丁目●番●、面積は293平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人はアグレ都市デザイン株式会社であり、転用目的は戸

建て住宅の建設であります。関口委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、1月20日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、1月31日に受理通知書を交付しております。

この土地は、杉森小学校の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がございました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、報告について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。本日、4点ございます。

まず、令和3年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について、以上4件を事務局より説明いたします。お願いいたします。

○朝倉事務局次長 それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和3年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。最初の表、令和3年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3の届出、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表、令和3年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積は418平方メートル、所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出が件数3件、面積1,201.47平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和3年度目的別農地転用状況について御説明いたします。
真ん中の表の令和3年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございますが、前回の総会審議状況で、前回から変更となった部分でございます。

農地法第4条は、上から1段目の専用住宅に転用したものが件数4件、面積1,303平方メートルであります。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数9件、面積7,989平方メートル、上から11段目、一時的に転用したその他のものが件数2件、面積908.47平方メートルであります。内訳の合計は、表の右の合計欄、件数20件、面積1万5,876.47平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。この証明は、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務署に提出するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は佐須町4丁目●番●外13筆、面積は合計で4,977平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。原委員が現地確認をしております。面積が訂正になった理由は、納税猶予を受ける農地を1筆追加したためです。

なお、番号1につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は八雲台2丁目●番●外10筆、面積は2,835.14平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。土方委員が現地確認をしております。

なお、番号1につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項エを御覧ください。生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明について御説明いたします。この届出は、生産緑地に関わる農地の主たる従事者である旨を証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は調布ヶ丘3丁目●番●外1筆、面積は合計で990平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。原委員が現地確認をしております。

なお、申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明は終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がございました。何か御質問ございましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

御質問、御意見もないようですので、報告の4件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長　それでは、その他報告及び連絡事項について事務局から御説明いたします。

今回の総会は、令和4年3月17日木曜日午後3時から調布市たづくり1001学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行いますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　事務局から説明がありました。このことについては何も御質問ありませんね。

（「なし」との声あり）

御質問はないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、これで第22期第36回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会　午後3時22分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

2 番委員

3 番委員